

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
新旧対照表

(1) 八尾市生活環境の保全と創造に関する条例の一部改正（第1条第1号関係）

現 行	改 正 案
第1条～第59条 略 第60条 第36条第4項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。 第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。 (1)～(5) 略 第62条 第44条の規定による命令に違反し、燃焼行為を行った者は、3月以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処する。 第63条～第66条 略	第1条～第59条 略 第60条 第36条第4項の規定による命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。 第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は300,000円以下の罰金に処する。 (1)～(5) 略 第62条 第44条の規定による命令に違反し、燃焼行為を行った者は、3月以下の拘禁刑又は200,000円以下の罰金に処する。 第63条～第66条 略

(2) 八尾市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正（第1条第2号関係）

現 行	改 正 案
第1条～第17条 略 (罰則) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 第19条～第21条 略	第1条～第17条 略 (罰則) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は200,000円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 第19条～第21条 略

(3) 八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第45条 略 第46条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。	第1条～第45条 略 第46条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

第47条 第16条の規定による命令に違反した者は、3月以下の <u>禁錮</u> 又は200,000円以下の罰金に処する。	第47条 第16条の規定による命令に違反した者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は200,000円以下の罰金に処する。
第48条・第49条 略	第48条・第49条 略